

第七十一回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第十一号

昭和四十八年四月二十六日(木曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 山中 吾郎君

理事 稻村 利幸君

理事 小坂徳三郎君

理事 竹内 黎一君

理事 松浦 利尚君

上田 茂行君

大村 襄治君

近藤 鉄雄君

高橋 千寿君

三塚 博君

金子 みつ君

渡辺 三郎君

有島 重武君

和田 耕作君

出席国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君

法務大臣 田中伊三次君

国務大臣 小坂善太郎君

経済企画庁長官 高橋 俊英君

公正取引委員長 吉田 文剛君

公正取引委員長 事務局長 橋口 隆君

経済企画庁調整局長 新田 庚一君

経済企画庁国民生活局長 小島 英敏君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

委員の異動

四月二十四日

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第十一号

昭和四十八年四月二十六日

物価問題等に関する特別委員会議録第十一号

昭和四十八年四月二十六日

物価問題等に関する特別委員会議録第十一号

昭和四十八年四月二十六日

物価問題等に関する特別委員会議録第十一号

昭和四十八年四月二十六日

物価問題等に関する特別委員会議録第十一号

昭和四十八年四月二十六日

辞任

石井 一君

同月二十六日

辞任

上田 茂行君

同日

辞任

内海 英男君

四月二十四日

木材、建設資材の異常価格の引下げに関する請願(正木良明君紹介)(第三三三九号)

同(松本忠助君紹介)(第三三六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出第八六号)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出、衆法第一三三号)

○山中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び松浦利尚君外三名提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 きょうは、閣法と野党四党の法案のいよいよ大詰めに来ておりますので、総理の御出席をいただいた上、本委員会としての最後の詰めを行なっていきたいと思っております。総理もぜひぎっくばらんに、ひとつ御答弁をいただきたいと思うのであります。

まず第一点は、田中総理は、よく物価を安定するということを言っておられます。歴代総理も常にそういったことを言っておられるのであります。が、かつて佐藤総理は、昭和四十六年の六十五国会で、佐藤総理個人としての物価安定ということばの上昇率は三・五以内であるという御答弁を本院で行なっているわけですが、総理は、物価安定という、その物価安定は何%以内なら物価安定と理解しておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○田中内閣総理大臣 物価安定というのは指数であらわされるものではないと思うのです。これは国際的ないろいろな国との比較もございまして、ある一定の水準で安定をいくという見通しが立てば、そのときに適当な数字がおのずから出てくるわけでございます。前総理が三・五%と言ったのは、これが望ましいものであるということ、三・五%というのは郵便貯金の金利より低いわけでございますし、世界各国から比べても低いわけでございますから、これは間違いなく安定物価、物価の安定の数字に合致するものだと思います。

いま、何%ならいいのか、四%ならいいのか、五%ならいいのかという、政府は今度この物価の見通し五・五%、こう言っておるわけでありまして、五・五%以内におさまれば、これは安定的な物価の指数である、こういえると思っております。しかし、理想的な個人的な見解とか、いろいろなことを長期的に見れば、四%台ということは、これは公式な数字になっておるわけです。これは経済社会基本計画の中で、昭和五十二年までの物価の平均水準を四%台に押えたい、こういうことをいっておるわけでありまして、そういう意味ではこれは五・五%、それから願わしい数字は四%台、こういうことで、しいて御質問に答えてということになれば、そう答える以外にないと思っております。

○松浦(利)委員 実は、かつて政府がずっと出してきた物価指数を調べてみたのです。昭和三十九年から四十二年にかけて中期経済計画では、平均二・五%というふうになっております。昭和四十六年度の経済社会発展計画では三・八%、その後の新経済社会発展計画では三・八%、そしてだんだんと水準が上がってまいりまして、今度の経済社会発展計画では五十二年までに、いま言われたように消費者物価は四・九、大体四%台、こういうふうになり、ずるずると物価安定という上昇率を変化をしてくるわけでありまして、

そこで、私が非常に心配いたしますのは、今度の消費者物価の四十七年度から四十八年度にかけての繰り越しのけたが、いまの調子でいくと四%をこえるだろうというのが、大体統計学者なり何なりが言っておることなんです。そういったことと、昭和四十八年度の目標は五・五%ですから、四%以上ですけれども、かりに四%と押えた場合に、一・五%しか目標値がないわけですね。そのうち国鉄の運賃値上げの率が、政府案どおり通ると大体〇・三四%の寄与率だということになりますと、四十八年度の政府が行なう施策というのは一%に押えなければならぬ、アローアンスは一%しかないという、たいへんむずかしい状態が私は出てくると思うのです。

そこで、総理にぜひお伺いしておきたいのは、一体政府の政策目標である五・五%を、アローアンスが一%しかないというのを踏まえて、ほんとうに国民に向かって、四十八年度以降年度末に、いや、このとおりだと言える自信があるのかないのか。途中で変更するのじゃないか、こういう気がしてならないのですが、総理のほうから明快にお答えしていただきたいと思っております。

○田中内閣総理大臣 五・五%に押えたい。げたが四%台であるということはそれとおりでございますが、まだ、四十八年度の予算が執行が始まる

そこで、この前、四月十三日に物価閣僚会議を開きまして、そして七項目の物価対策を発表しておられるのですが、その点についてちょっと明確

ものは杞憂に終わったような感じがいたします。これは倒産も少なかったし、景気の浮揚も非常に早かった、そういういろいろな角度から考

いう過剰流動性があげたことになるわけですね。だとすると、実際に過剰流動性を、そういった形で幾ら規制し、幾ら吸収することができ

れるようなことはそう心配しないでもいいんじゃないか。ただ、土地の代金三兆円というものは、それはどう使われておるのか、いま調べておるので

す。これは大蔵省にしても、銀行別に一体どれくらい預金になったのか、どれくらいどうなっているのかというのを、こまかく追跡調査もやっておりますが、さだかに報告できるような状態にはありません。ありませんが、相対的に金融が詰まっておりますことは事実であります。

○松浦(利)委員 それで、総理は決断と実行をキヤッチフレーズにしておられるのですが、いま総理が御指摘になりましたように、やっぱり七項目が少しくれたんじゃないか。あまりに固定為替相場にこだわって、そして外貨の流入を多くしたり、あるいは昨年公定歩合を引き下げることによって景気拡大政策をとる、そうすると実質的には逆の目が出て、そういったことが過剰流動性と呼んで、実は国民経済に重大な影響を与えたというふうに私たちは理解をしておるわけです。

そこで、総理にこの際、お尋ねしておきたいのです、西ドイツの過剰流動性の吸収対策としては、もう総理御承知のように、直ちに迅速に法人税の引き上げとか、あるいは安定公債の発行、凍結といったようなことを行なう、過剰流動性の吸収というものは行なうたわけですね。わが国もそれに見習って、さらに法人税の引き上げというようなものを年内に実施をする、四〇％の法人税引き上げを年内にやってみよう、そうすることによって、これから幾らあるかわからないとはいながらも、そのことによって過剰流動性の吸収というものはさらに可能だと私は思うのです。そういう点について、総理の見解を簡単にひとつお伺いしたいと思うのです。

○田中内閣総理大臣 西ドイツと日本は違うのです。西ドイツは御承知のユーロダラーの中心でございまして、なかなか為替管理がやれるような状態にないのです。日本はもう為替管理が完全、完ぺき過ぎて、どうも弾力性が無いといわれておるようなことでございまして、弾力化に対して特別法をお願いしなければならぬじゃないかとさえ考えておるわけでございますから、それはもう全く状態が違うということが一つございいます。

それから、西ドイツのように、日本はまだ年率七％、八％というふうで、どうにもならないような状態ではないのです。これは一種のスタグフレーションというような状態にまでなっておりますような状態でございます。日本はそれをやる前に金融措置もできますし、一般会計、特別会計、政府関係機関、公社、公団、それから地方財政の純計が三十七兆五千億くらいあると思います。三十七兆五千億の中の二カ月分繰り延べれば七兆円繰り延べられるわけでございますから、それは機動性はあるのです。これはもう御承知のとおりでございます。機動性は十分、日本の財政の仕組みの中では、西ドイツとは全く違う機動性があるのであつて、ただ慎重にやっておりますのは、平価調整をやつて一年二、三カ月である、またとにかく、変動為替相場制によつて三百六十円が二百六十円に、三分の一近く縮まっております、やはり中小企業や零細企業という特殊な状態を持つものを、そこへもつてきて春闘があり、週休二日制がある。労働条件をみんな押えるようなそういうことを先にやるべきじゃないのです。やはりちゃんと春闘のほうも労使間で話し合いをつけ、上げるものは上げ、それからいままでは公害防除施設やああいうものはやらなかったけれども、公害もあるから、さあこれからこういうようにしましようという状態のときに、ばんと法人税をぶつかけてしまふというやうなことは非常に危険であつて、これは、やはりかすに時をもつてしなければならぬ。これは四十九年度の税制改正までひとつ時をかりていただきます。

○松浦(利)委員 それじゃ、時間がありませんので、総理、ひとつたいへん恐縮ですが簡単にお願いします。あとは一問一答でけっこうですが、実は私たちは、法人税の引き上げは来年四〇％だと聞いておつたのです。ところが、どうも最近になると、三七％台に落ちてきたという新聞報道を聞いておるわけでありまして、そういった点で、来年度法人税を上げようとする政府の方針は何％なのか、その

点をひとつお聞かせ願ひたい。

○田中内閣総理大臣 私がいま申し上げられる問題は、来年の四月三十日までつて期限が切れる一七五の暫定税率がございまして、一・七五の暫定税率は基本税率に繰り入れるということは、私は申し上げていいと思ひます。これは政府がそういう腹をきめていましてございまして、これはまあいいと思ひます。

暫定税率を恒久税率にするということでございまして、その他の問題は、これは税調の御意見を聞かなければならぬわけでございますし、野党の皆さんの御意見も十分しんしゃくしなければならぬので、これはいま、三八％とか九％とか四〇％とかいふようなことは申すべき段階ではないと御理解願ひたい。

○松浦(利)委員 さらに、七項目についてお尋ねをするのですが、その中で、昭和四十八年度の予算の運営について調整、弾力的なものを持たす、こういうことです。これは、ことばを正しく判断いたしますと、四十八年度一般会計予算、財投その他を調整をして支出をしていく、執行していくということだと思ふのです。だとすると、明らかにこれは四十八年度から四十九年度に繰り越すという分もあるのではないかと思ふのです。調整ですから、そういった面を含めると、国会で通つた予算を、いま直ちに七項目の中で弾力的に運営するといふやうなことを言うのは、どうも国会の議論を通じてみても問題があるのじゃないかという気がするのですが、その点について、総理の御見解を簡単にひとつ承つておきたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 予算の執行に關しましては一般会計だけではなく、継続費の制度もございまして、後年度に繰り越すといふものもございまして、これはいい例ではございませぬが、この間、参議院で財投の内訳をつまびらかにいたしましたときに、六〇％近くも繰り越しておるのがあるじゃないか、どういふことなんだ、こういう御質問がございまして、事実そういう事態もございまして、だ、新年度になつて、予算執行の過程において

弾力的運用がいかにぬということではないと思ふのです。これは種目別に分けてやつておるわけでございます。何れも四十八年度の予算を九年度に繰り越すといふことをあらかじめ考へておるわけでは全然ございませぬ。そうではなく、これは四月一六月の第一・四半期に対して、セメントの不足だといわれておる中国地方で新しく仕事を始めることはないだろう、セメントの見通しが七月初めまで契約をしておるものも着工を延ばせばいいじゃないか、こういう弾力的な考え方ではないかと、年度間に消化をするという考え方は全く変わつておらないわけでございます。

○松浦(利)委員 もう時間がありませんから、あまりそのことで議論できませんけれども、量が非常に大きいから、それを年度内に幾ら調整してみても、やはり私は大きな影響を与えるのじゃないか。特に冒頭申し上げましたように、五・五％のアローアンスが一％しかないという状態の中で、大型の一般会計なり財投の運営といふものはたいへん大きな影響を与えてくるのではないかと、ことだけ申し上げておきたいと思ふのです。

それから、七項目に限定して申し上げるのですが、実は毎国会議論されることでございましてけれども、一つは、いまの独禁法でどうにもならない管理価格といふものが、実は価格の中に非常に大きなウェイトを占めておるのです。総理はいつも、現在の独禁法の中で寡占価格のものを取り締まられるのだ、こういうことを言つておられますけれども、実質的に公取としてはそういうことは手が出ないという状況だと思ふ。そこで、寡占価格規制法といふやうな法律を物価対策としておつくりになるお気持ちがあるのかどうか、この点が一つです。

それからもう一つは、いま多岐にわたつておる経済活動の中で、カルテル行為といふのが、独禁政策の裏側で非常にたくさん行なわれておるわけでありまして、ところが、私は公正取引委員会の肩を持つつもりはありませんが、それほど物価対策で重要な公取でありながら、人員の配置を見ます

と、昨年度からことしにかけてふえたのはたつた九名なんですね。たいへんやみカルテルというものが横行してある、それが物価を引き上げておる、そういう意味で、この寡占価格規制法というものを御意思があるのかないのか。四十九年度に向かつてほんとうに物価を安定させる意味で、公取の人員配置、そういったものについて抜本的にメスを入れて国民の期待に沿えるような公取機能を持たす努力をなさる御意思があるかどうかですね、この点をお尋ねし、もう時間があるかもしれませんが、最後にもう一つ、実はいま商品投機関係の法律を私たちは議論しております。ところが、御承知のように、商社の代表もこへ来て、参考人として私見を述べたのですが、いままでは水ぎわから水ぎわまでの商社活動であつたものが、逆に内陸に上陸してまいりまして、流通機構まで支配をする、末端まで支配をする、そしてまた、外国で天然資源の買いあさりをやつてあらゆる海外諸国でひんしゅくを買つておる、そういった意味で、この際商社活動というのは——いま商社の中でも、何か商社活動の基準法というか、商社活動の基準的なものを商社内部でつくつておるのですけれども、もはやこの際、商社というものはこういうものだ、商社活動というものはこういうものだという意味での、商社法というのですか、これは仮称であります、そういう商社活動についての一定の規律を求めるという商社法というものの制定、特に資源を——いままで重化学工業中心の政策でしたから、政府が当然手当てすべき衣食住について、天然資源についてはほとんど商社にまかせておつたわけですね。その商社を規制するものがなかつたために、商社がメリットのある相場的な方向に走るのには私は当然だと思つたのです。そういった意味で、こういう商社に対しての規律を求めた商社法についての制定をお考えがないかどうか、この三点について最後に伺つておきたいと思つた。

〇田中内閣総理大臣 寡占価格というものに対しては、たいへん重要だと考えておるわけでございます、政府もこれが実態把握というものにつとめておるわけでございます。管理価格というものに対しては定義がありません。管理価格というものに、いわゆる管理価格というものを戦後調べてみると、これはいろいろ問題にはされておりますけれども、管理価格といわれるようなものは比較的值上り幅は少ないのであります。これはビールにしろ何にしろずっとございまして。しかし、これが第二の問題のいわゆるやみカルテルというような問題にだんだんとつながつてくると、これはなかなか大きな影響がある。公取がどうかしなければならぬという問題が当然出てくるわけでありませんが、公取に人が集められない。構成の不備ではないと思つたのです。とにかく公取に人材を集められないといふことは事実でございます。なかなか公取に行き手がありません。公取に対しては特別職にしたらどうかといういろいろな問題もあるように、特別職にするからどうかというわけじゃないのですけれども、いろいろ待遇を改善したり身分の保障をしなればならないということだと思つたのです。この間も私も、深刻な問題でありまして、国税庁からあがる人たちに公取に少し行つてもらえないかということを実際に発言をなさうといふようなことも言つておるわけでございまして。公取の活動範囲というものは、これから非常に多様化し業態が複雑化してくる経済界の中に入つて所期の目的を達成するためには、いままでどおりの考え方ではだめだということで、新しい視野と角度から公取の拡充ということは考えていくべきだと思つた。

それから、商社法でございますが、商社法というのは自民党でも議論したのでありますが、これはどうもよくないという感じがございまして。銀行法とかそのほかのものもありますが、やはりこれと商社とは別でございまして、これは商法とかそういう基本法があるわけでございますので、行政的に十分誘導してまいらうという感じが正しいことだと思つた。それで、開発輸入までしなければならぬというのは、これは時代の趨勢でありまして国際的な方向でありまして、マイナス面だけを押えていかなければならぬわけでありまして、私は、これは政府の行政指導で十分できると思つた。それから、業者が現地で買ひだめをしておつて入れてこなければ物価は上げられるじゃないかという議論がありますが、木材なんかもうさうだと思つた。そういう場合は政府が備蓄公団をつくらせて入れるということも一つの手でありまして、年間を通じて幾ばくかのものを予約をしておいて、それを絶えず備蓄的な形で放出ができるという制度をとれば、公団をつくらなくてもできるわけでございます。そういう問題をいろいろいま考えております。考えておりますが、商社法というのは、どうもいま商社がいろいろ問題になつておるので商社法をつくらうという問題になつたといふことは、官僚統制を助長することございまして、望ましいものではない。これは、そういうことでおしかりを受ければ大臣が商社を呼んで十分調整いたしますし、また、ときどきこへお呼びになつて実情をお調べになれば、商社法をつくるより何倍も実効をあげることができるとは思つた。そういう意味でも、米の取り扱いは辞退いたします、こういうことになつておるわけですから、そういう意味で百貨店法もやめて届け出にしよう、こういうときに、商社法をつくることを考えるよりもっと効率的なことをひとつお考えいただきたい、こう思つた。

〇松浦利委員 もう時間があるかもしれませんが、最後に申し上げたいと思つたのですが、実は、本委員会が参考人を呼んだりして、確かに木材、羊毛、綿糸その他鎮静してまいりました。ところが、今度はほかに投機が走つておる。たとえばパルプとかあるのは紙とかこういふたものがどんどん値上がりして、いま不足ぎみなんです。ですから、投機といふのは、一ぺん表に出たものは鎮静するけれども、また次に移るのです。そしてそれが常に商社というものの輸入——資源がありませぬから、輸入というものを前提として行なわれてくるわけでありまして、いま大臣が言われたように、政府自身が備蓄するということ、商社と予約をするということ、このことは必要なことだと私は思つた。さらに同時に、商社に対して何らかのモラル的な規制を加えていくという意味のことは将来しておかなければたいへんなことになるということだけ、これは意見として申し上げまして、時間が来ましたが終わらせていただきます。

〇山中委員長 次に、小林政子君。

〇小林(政)委員 最近の異常なまでの諸物価の上昇に対しましては、国民生活はもう耐えられないといふところまで多くの方々の不満の声が強まつてきております。しかも今回の価格上昇は、すべての生活関連物資にわたつて特徴的なことが一つあると思つた。それは何かといへば、いわゆる在庫量あるいはまた輸入量、そういうものが例年に比べて特別にそう大きな変化はない。また需給関係についても特別の変化はない。価格についても、国際価格は若干上がりまして国内で二倍四倍にはね上がるというようなことは説明ができない。こういう事態の中で、生活関連物資について異常な価格の上昇が起こつたわけでございます。一体、このような状況を、総理は具体的にどう受けとめていらっしゃるのか、その考えをまずお伺いをいたしたいと思つた。

〇田中内閣総理大臣 これは率直に申し上げると、海外がインフレ的な傾向にあるということ、日本も例外でないのではないかと一般的な考え方がまず前提にある。それでまあデノミネーション議論なども出たわけでありまして、いざれにしても換物運動ということが起こりやすい前提条件があつたといふことは一つございまして。それで第二の問題は、一つには過剰流動性といわれておりますように、第一回目の平価調整、引き続いて短時日の間に変動相場制に移らなければならぬ。特に日本は為替管理は非常にしっかりしておりますが、中小企業それから零細企業という特殊な状態がございまして。その対策としてはど

うしても金融緩和をせざるを得ない。まず病人を出さないようにしなきゃならないというところにウエイトを置いたわけであります。もう一つは、国際収支対策として輸出を内需に向けなければならぬというために、四十六年度あれだけ下がった経済成長をとかく内需を拡大するという緊急な課題があったわけであります。そういう意味で金融緩和政策をとった。そういうことで企業だけでなく国民全体の手持ち資金は、ある意味で常識的なものさしからいうと過剰ぎみであったことは事実でございます。

これは、そういう意味でそれが換物運動に動いたということでございます。その後相当きびしい金融政策等々続けてきておりますので、まあ山は越したという感じでございます。一―三月は大幅な揚げ超でございますし、また五月には法人税の納期でございますし、輸入は非常に大きく拡大しておりますし、そういう意味から考えまして、私は、これからは政策的効果というものは相当あがっていくという考え方でございます。

ただ、一つ残っておりますのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、土地の売買だけでも一年間に三兆円も手元資金に渡ったわけでありまして、二年間にすれば三兆五兆円も六兆円も動いたと思うのです。そういう面を一体どうして吸い上げるのかということ、郵便貯金の金利を引き上げたりし、いままたいろいろ出ておりますが、中期的な定期預金を認めようとかいらないわゆる吸い上げるものも考えなければ、なかなか金融を引き締めるだけでは――一般国民は、家にはない、自動車にはならないが、幾ばくかの金はあつた。それを集めればそれが六十兆になるというような面までメスを入れてみないと、短時日の間にすべてのものを把握することはなかなかできないわけでございます。しかし、相当引き締める状態に入っておるということは事実でございます。○小林(政)委員 根本原因は全く国の財政金融政策にあったということを、まさに総理自身の口からいまいお伺いをいたしたわけでございます。ま

た、いわゆる大型予算あるいはまた公債の発行など、まさにここにこそインフレをそう促進させていく政府の基本姿勢があった。しかし、当面の問題としては、先ほど私がお伺いした問題の一つの主要な大きな原因は、このようにだれが考えても需給関係に特別の変化がないものが急上昇したということ、膨大な資金を持ちあふれ在庫や、価格の操作を行なう力を持っている商社がこれを動かしたんだということ、これはもはやだれの目にも相当明らかになってきております。この点にこそ根本的なメスを加えなければほんとに物価を押えることはできないのではないかと。そのための取り締まり規制――単なる行政の補完措置などということではなくてもっときびしい、いわゆる買占め、売惜しみに対してはこれを規制していくというような姿勢こそ総理が強く持たれることが必要ではないかというふうに考えておるわけでございます。

特に、生活関連物資と同時に、最近土地の暴騰も目に余るものがあります。これを放置している政府の責任もまた重大だと私は思います。特に田中総理自身にやはり大きな責任があるというふう論の構想を發表してから地価は一つ急騰してまいります。そして、この政治責任について、総理自身どのようにお考えになつていらっしゃるのか、率直に私は御意見を伺いたいと思います。

○田中内閣総理大臣 日本列島改造論がどの程度物価上昇に影響があったのか、どの程度なかったのかという証拠がありませんから、私はあなたの御意見を聞いておくだけであります。反論できないのです。反論できないのですが、常識的な議論として経済理論として言えることは、日本列島改造というものを表に出したために、少なくとも需給の関係から出てくる大都市における地価というものは幾らかセーブされたということは言えると思うのです。そうでなければ無制限に集まってくるというものを前提にすれば、都市の周辺における土地は幾らでも上がるということ、もっと

投機が行なわれたと思います。そうではなく、今度田中は少なくとも日本列島全部を使おうということであるから、その意味では都市の周辺を買っておつてもそう上がらなかつたかも知らぬという、これはもう経済人ならだれでも考えることであります。しかし、その意味で北海道でも買ってあげば、これは幾らかいままでよりも率がいいと考えたかも知れません。これはまた経済人が当然考える帰結でございます。ですから私は「日本列島改造論」というものが発売されたころ、地価上昇の数字がちょうどあつたかも知れませんが、私自身が日本列島改造によって地価をあげたものだといふ議論はいささか首肯できない、こういうことでございます。

○小林(政)委員 列島改造論と地価の急騰というのは、私、具体的に何件か調べてみましたけれども、関係が深い関係にあるという事実が明らかになっております。たとえば一つには、新幹線や高速道路または地域開発というふうなもの、その計画が出されますと、その周辺の地価が相当やばい目に見えらるほどの急騰をいたしているわけでございます。総理は、このような状態を放置しておいたままではよいというふうにお考えに計画が発表される以前に情報をいち早くキャッチして、その地域を資金を持っていく者が買い占めていくというふうな起こつておりますけれども、規制をすべきではないだろうか、このように考えておりますが、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 規制をしております。二つの面から規制をしております。一つは、土地を買い入れるようなものに金を貸さないということとで窓口規制を行なっております。ですから、土地は、持っているものは吐き出さなければならぬという状態になりつづける。これは事実でございます。もう一つは、この国会で法律を御審議いただいております。国土総合開発法というの

でございます。これを今度やると、値上がりをすると思つて買つておつたところでも、知事が特定地域に指定をしますと移動を禁止されますし、売買もできなくなるし、開発も規制をされるわけでございます。そのときに、ただ規制をしつ放しということになる、個人の財産権に対する憲法上の侵害になるおそれがございますので、公共団体に対する買い取り請求権を認めておるわけでございます。法律としては完備でございます。

○小林(政)委員 上越新幹線の上毛高原駅が発表になった昭和四十六年の十月以前に土地が相当あの近辺で買われているという事実が、私の調査によつても明らかになっております。その土地は上毛高原駅からわずか一・五キロメートル以内の山林、原野、ここが具体的に昭和四十三年から四十四年にかけて、群馬県利根郡のいわゆる月夜野町の字石倉地区という地域が相当土地を買われていたわけでございます。しかも、買い主は株式会社といわゆる上牧荘という旅館といふもので、旅館だけではなく、そのほかのこともやっておりますけれども、旅館であります。現在上牧荘の取締役はいわゆる室町産業の代表取締役の入内島さんという方がこの代表取締役をやり、あるいはまたその奥さん、そしてむすこさんがやられてはいますけれども、田中総理としましては、新聞をいつでしか見ましたときに、たいへん古くからのお知り合いで、親しい間柄だということがいわれております。

また、田中総理は、昭和三十六年に鉄道建設審議会の委員をやられておりましたし、その後も自民党の幹事長としての要職にあつて、いわゆる上越新幹線を含めた全国にわたる新幹線網あるいは新全国総合開発計画などの具体的な日本列島改造を進めていく、こういう計画、構想、こういうものに非常に密接にタッチをされていたわけでございます。私はこういうことを考えますときに、当時村の人たちは、あんな山の中、しかもほとんどお客もないようなところ、ここに広大なビルが建つ、こういうようなことはおかしいんじゃない

いかということ、當時村の人たちが言っているのを私は聞いておりますけれども、また総理自身が、そういう事前にここに新幹線をというように情報をお知らせする立場におられたわけでございますし、このことは荒船衆議院議員が、暴言問題として国会でも問題になりましたけれども、昨年の、四十七年一月八日、荒船さんが御自分の後援会の、何かそういう荒船会の旅行会のごとき、車の中で、上越新幹線をつくる問題については、新潟県では通産大臣をやっている田中角栄氏、群馬県では外務大臣の福田起夫氏、埼玉県では荒船清十郎だということ、この三人がどこにともかくのかというように、そういうふうに通していかでございまして、ということをお話の中で話をしたということは、これはもう有名な事実でございます。しかも、田中さんが、あなたもかつて上牧荘のいわゆる取締役をされておられたわけですから、登記では、昭和三十五年の七月二十四日から三十七年の七月十八日まで二期も当時取締役をされていた会社でございますし、こういう点からも、非常に深い関係のある企業の問題というところで、一体総理がほんとうにあのような山の中を、しかも当時村の人たちがあんなところにビルを建てて何になるのだろうか、こういういたやうなそういうところ、たまたま新幹線計画が発表された時点の中で、そのすぐ近くに駅ができるというやうなことはいろいろと——しかもその近辺の土地が、山林、原野が相当買われているというやうな事実については、私はやはり田中総理の当時の——いままでの実情からいって、この問題について責任をお感じにならないかどうか。この点について一國の大総理が、みずからの政治的地位を、その当時は総理ではなかったにしても、その地位を利用してこのようなことがやられたんじゃないか、こういう問題等につきまして、私は非常に大きな疑問を持たざるを得ないのでございます。そうして日本列島改造論の、この問題を契機にいたしまして、そのほかまだまだ私どもは、時間がないの

で申し上げられませんが、具体的な事実を明らかにいたしております。

一國の総理大臣が、この点についてほんとうに政治姿勢を改めると同時に、そのようなことをやっていたのでは、いまの不当な商社のこの買占め、本気になってこれを取り締まり、やめさせていく、こういうことができるかどうかどうだろうか、明確な答弁を要求いたします。

○田中内閣総理大臣 非常に不愉快な発言をお聞きしました。しかし、これは公的なものでございしますから、その事実を調べて、責任を負っていただきます。私は、入内島金一君とは、四十年来の親友であります。これはもう刎頭の友であります。この世の中にある三人の一人であるというぐらゐに刎頭の友である。しかも、上牧荘というものに私が当時二十四年間も実質的に経営をしてまいりました交通公社が経営をしておいたことは事実でございます。入内島君にこれを継承して、今日、入内島君がこの上牧荘の経営者であることも事実であります。しかし、上毛高原駅などの近くに土地を買収している事実、全く私は知っておりません。知っておらないばかりではなく、そんな事実はないはずであります。(発言する者あり)これは、あなたはこの席上で、あなたも新潟県の人であり、私は、同県人でありながら、党が違えばこんな無責任な発言をされるのかと思つて、ほんとうに不愉快なんです。だから、事実をお示しく下さい。この問題は、ひとつ委員長、十分お調べの上、国会議員の発言として明確にされたい。

○小林政委員 上牧荘のいわゆる近辺に相当の——何も田中総理の個人名の土地を買ったというのではなくして、すでにあの山の中にビルが建つなどということがあるのかと言われるほど、そしてあの近辺の土地が、山林、原野が買われているというところ、こういうことは……(田中内閣総理大臣「だれが買っている」と呼ぶ)上牧荘の所有者が買っているというところは、しかも、その新幹線駅がそこから距離にして約一・五キロというやうなところに通つて、これはもういろいろと私ども

も具体的に調査をした上で、いやくもここで発言をする以上は、そう無責任なことを私どもは言っているわけではございません。こういう点は、事実を明らかにすると同時に、いやくも政治的なそういう立場にある方が……

(田中内閣総理大臣「委員長」と呼ぶ)

○山中委員長 田中内閣総理大臣。

○田中内閣総理大臣 私が申し上げたとおり、入内島君という人は、そういうことをする男ではありません。四十一年間私は——事実は知りません。知りませんが、いづれにしても、そんな事実は絶対にある男じゃありません。ですから、お調べください。お調べの上……(発言する者あり)お調べの上、そういう事実がなかった場合には責任を負つていただきます。

○小林政委員 私は、先ほども申しましたけれども、このような政府あるいは田中総理の……(発言する者あり)みずからの姿勢を改めるといふ、こういうやうな態度で、謙虚な態度に立たなければ、こういうことは……(発言する者あり)私は、ほんとうの意味で、商品投機を、不当な投機をほんとうにやめさせるというのではできないと思ひます。(発言する者あり)うわさではなくて、私は、事実を調べた上でもって、いま申し上げたことを強く要望いたして、委員長に申し上げまして、私の質問を終わります。

(田中内閣総理大臣「委員長、ちょっと待つて下さい」と呼ぶ)

○山中委員長 田中内閣総理大臣。

○田中内閣総理大臣 国会議員の重大な問題であります。いやくも、政府の責任者に対してそのような発言をするときには、事実を提示してやつてもらひたい。そうでなければ責任を負つていただく。

○小林政委員 ですから、登記簿を——いま二十分という時間だから私はやらなかったのです。よそれだつたら、登記簿を持っております。

○山中委員長 小林君の発言については、速記録を調査の上、事実の上、善処いたします。

次に、有島重武君。
(発言する者多し)

○山中委員長 静粛に願います。

有島重武君。

○有島重武君 生活関連物資の買占め及び先惜しみに対する緊急措置に関する法律案というのが出されているわけでありまして、おおよそ法律の運用は人にあるわけでありまして、この種の法律につきましては、特に厳格な運用ということが、これは大前提とならなければならぬと思ひます。ところが、この法案につきまして、ちまたでは、まだ、ざる法じゃなからうかというやうなことがささやかれておる。また私どもも、ある商社の関係者が、この法案を見まして、こんなものはおそろしくはないかというやうなことを豪語しておるのも聞きました。こういうことがあつては非常に残念だと思ひます。この法律案の説明の中に、本法は、商品取引所法あるいは独占禁止法、物価統制令等のこうした経済法との補充関係によつてこれが運用されるんだということを説明されておりますけれども、従来の運用のしかた、独占禁止法それから商品取引の問題にしろ、そういうことから考へて、こういうたうわさがされるのも無理からぬことじゃないかと思はれる節もあるわけでございます。

そこで、最初に総理にお聞きしておきたいことは、昭和四十六年の下半期の政治資金の収支報告書によりますと、三菱商事が国民協会を通じて一千四百二十四万円の寄付をしております。それから三井物産も同じく千三百七十四万円、それから丸紅が一千百万円、伊藤忠が一千万円、こういうふうに寄付をしているのでございます。けれども、特に、警察権の介入を受け、社会的な責任を問われているやうなこういうた商社からの政治資金というものは、今後、これは受け入れるべきではないと私は思ひますけれども、総理の御意見はいかがですか。

○田中内閣総理大臣 私は、いま御指摘になったやうな事実があるかないか、これはつまびらかに

承知しております。おりませんが、届け出書類から抜き出している御指摘だろうと思えますから、事実だろうと思えます。しかし、自民党も、百億近くの年間の政治資金を提出を受けておるわけでございますし、自民党よりも共産党も、少ないですけれども、去年の上期は私たちよりもはるかに多くお届けになっておるわけでございます。公明党の皆さんも相当な政治資金を届けられておるわけでございます。政治活動を続けていくためにでございいますから、ただ、公明党や共産党の方々のように、個人からというわけにはなかなか——自民党の届け出た数字はそのとおりなんです。事実に基づいて発言をしているのです。そういうことでございまして、それはほかの党と違って、法人から受ける部分が多いというところは御指摘のとおりでございいます。しかし、いま御指摘を受けているように、これは国民協会に対するものでありまして、国民協会は、財界を主体につくられておる機関でございいます。国民協会はそこの中から自民党に相当程度の拠金をしてもらっておるということでございまして、直接政党が資金を個別の会社から受けることは、これはやはり政府・与党として正されなければならぬのということ、全然国民協会が受けたものと関係なく自民党が——国民協会から拠金を受けるというふうになっておるわけでございます。そういうような状態でございまして、国民協会がどこから受けてはいかぬということ、私が申し上げられるような段階ではない。これは皆さんも、こういうところからお受けになつて、あいかぬと思いますがどうでございいますかという質問と同じことで、これは国民協会の皆さんに、そういう発言があったことはまたいづれお伝えする機会もあると思いますが、国民協会の運営に、私に申し上げられる地位にないということ、御理解いただきたいと思ひます。

○有島委員　いろいろと、こういう経路でもってどういうことであるというお話がございましたけれども、結論として、丸紅等の大商社からの政治資金というのはこの際おやめになるべきじゃないか、そのように自由民主党の総裁としても、それからこの法律を出され、今後も国民経済を守つていこう、しかも国民の中にはまだ疑惑がいろいろある、そういうような状態のときに、この問題になっておる大商社からの政治資金というもの、これは控えられるべきではなからうかと、私はそう申し上げておるわけなんです。その結論だけ伺いたい。

○田中内閣総理大臣　政治資金というのは、憲法で定める国民の政治参加の相当大きな権利でございまして、これは宗教団体に寄付をするのも同じことでございまして、善意の問題であつて、それをしなくても国民協会に対して私が答弁のできる段階にありませんというのを申し上げておるわけでございます。

○有島委員　わかりました。今後とも丸紅等の大商社からは大いに政治資金をとると、そういう御見解ですね。

○田中内閣総理大臣　発言は正確に御認識をいただきたい。そういう御自分かつてな受け取り方じや困るのです、公の席上ですから。

○有島委員　国民協会というのは、自民党の機関ではないのであります。財界がつくつた機関でございまして、ですから、そういう機関の運営に対して私が答える立場にないということでございます。あなたの貴重な御意見に対しては、機会があれば国民協会にも、こういう御発言がございましたということをお伝えいたしますと、誠意をもって答えておるわけでございます。

○有島委員　この問題でそんなに時間をとるわけにいきませんけれども、私はいま、国民協会を通じてとどこに力点があつたわけではないのです。私の申し上げたいのは、賢明な総理はおわかりだと思ひますけれども、政治資金が大商社からどういふ経路をたどるにせよ流れているようでは、これははなはだおぼつかないというよう不安を国民が持つておる、そういうやさきであるということをお知らせいたします。それはおわかりくださいませ。

○田中内閣総理大臣　貴重な御意見として拝承いたしておきます。

○有島委員　次の問題にいきます。

先日、二十一日の物価の委員会におきまして、私は、商品取引で通産大臣と農林大臣から、商品取引所法についてはこれは厳密な運用をするというふうなお約束をいただいたわけでありまして、ところが、それが二十一日の土曜日でございまして、それからまたすぐにこういつた問題が起こつてきたわけなんです。これは石川県の羽咋郡の、ある——これはお名前を伏せます。K・Rとしておきまして、これは奥さんであります。この方が、株式会社第一商品の社員に生糸のもうけ話を不法に勧誘されました。こまかいことはもう言いません、よく聞いてみると、ほんとうに不法なんです。結果として、四十七年八月からここの一月までに三百六十万円の損害を受けているわけです。それで、このことについて商品取引所法が問題にせられたということがあつたせいと思ひますけれども、二十三日の月曜日に、同社の社員がこのKさんのうちに来たわけなんです。強引に上がり込んでしまつて、手数料の五十万円、その半額の二十五万円で示談せよ、そういう話をもち込んだのです。この奥さんの御主人は教員でありまして、もしこれにさからうならば、教師の立場がいけないような宣伝を全県にしてやるぞというようなことを言われたそうです。それでどうとう示談書に判を押したという、こうした報告があるわけです。

それから、同じような事例がほかにもございまして、北海道の夕張でも未亡人が、これはSさんという方ですけれども、やはり生糸と毛糸、これも三百万円以上ひつかかつて、これは老後のためにお金を持っていたわけなんですけれども、これが結果的には百八十万円の半額でもって示談を承知させられておる。これは、このことでも人にも言えず、自殺しようと思ひ詰めたということ、今週になつてまだこういうことが起こつてい

るわけなんです。

これはほんとうに大衆保護の立場から、商品取引所法の一部法改正をしなければならぬのじゃないか。それで、不当勧誘、これは確かに罰則があります。無断売買、一任売買あるいは指示違反ですね、そういうことが、この前もそこは詳しく問題にしたわけでありましてけれども、このことを、結論として国民が損害を与えられないように——それは途中の段階では確かに、判を押しちゃつたからしかたがないやというふうな、そういうようなことがいまもって行なわれている。これを法改正するなり、運用をほんとうに厳密に強化してもらいたい。いかがですか。

○田中内閣総理大臣　法改正を必要とするという、なかなかむづかしいのです。これは法律で、すべての法律を、事こまかく規定をするということとはなかなかむづかしい問題でございいます。ですから、保険の勧誘、それから再販の問題のときに議論になつたように、分割でもって売り込む場合の勧誘のしかた、それから株式の従事員、それからいまのように仲買人というふうな商品の問題、こういうものに従事をする人たちのモラルの問題、それから、やつてはならないもの、行政指導をこまかくやつておるのであります。業界でもたいへんな自粛をやつておりますが、いまのような問題、これは法律でもって規制をするといつても、事実むづかしいのです。これは相手の意思によつて、自由な意思によつて契約を行なう、協定を行なうということに対して、こまかく限定条文をつくるということ、それは、事実むづかしいわけでございます。

それからまた、そういうようなもの、起らないように、行政指導と業界の自粛を求めるといふことを絶えずやつておるわけでございます。

〔委員長退席、井岡委員長代理着席〕

しかし、アズキ相場でもって自殺をしたとか、生糸の相場でもって自殺をしたとか、いろいろなことを私も承知しております。そういう意味で、結局法律でもってどこまで規定できるかという、なかなかむづかしい問題なんです。ですから、政府は、これからの業界、これらの従事員のモラルの問題等に対しては最善の努力を傾けてまいり

たい、こう思うわけでございます。

○有島委員 最大の努力を傾けてください。

それで、従来ともこういった方面には努力を傾けてきたとおっしゃるけれども、そういうような苦情ないし訴えがあとを断たないということは、非常に遺憾なことであると思うのです。そうなりますと、それを補完していくこの法律がどんなであらうとも、これはだめじゃないかという声もまた残ると思うのです。ですから、申し上げるわけでありまして、総理が運用をほんとうに強化していくと、しっかりとやってくだされば、あとはどのように強化させるかということ、またやりたいと思いますから、その点はしっかりと約束をいたしたい。

次に、三月一日に本会議があつて、この法案以前の議論があつたわけでありまして、そのときに法務大臣の田中さんが、物統令の話を出されて、物統令があるから罰則は要らないのだ、新しい法律をつくることは要らないというのを言われました。私は多少の疑義がありましたので、先日、委員会が経済企画庁のほうにたまたまところ、経済企画庁では、物統令は厳然と生きておりますというお答えでございました。

ところで、昭和四十六年の一月十日の朝日新聞に、これは御記憶があるかどうかかもしれませんが、ちょうどお米を物統令からはずすということがあつたときでありまして、総理はたぶん幹事長でいらしたと思うのでけれども、そのときに、物統令は死んだネコみたいなものだ、こうおっしゃっている。役に立たぬ。御記憶がありますか。これはほんとうに証拠がある。これは朝日新聞に載つた話なんです。私はそれを覚えていたわけなんです。これはやはり総理として、それは間違いであつた、少し言い方はよくなかったということはこの際表明なさるべきだろうと私は思う。

○田中内閣総理大臣 物統令は厳然として、厳然としてとまで言わなくてもいいと思いますが、ちゃんと物統令は生きていることは事実でございます。それを死んだネコと表現をしたとすれば、

それは、前も後ろもなく突然、死んだネコと言つたわけじゃないと思うのです。前がずつとあつて、私も日本語には相当きびしいほうでございまして、そういう者が死んだネコと言ふのにはそれだけの前提があつて、そうしてそのときにはばつと言つたのだらうと思いますが、いづれにしても、生きている法律を死んだネコだ、こう言つたのは、法律の効果を言つたのじゃないと思うのです。言つたとすれば、ふる屋の料金とかアルコール、それぐらいしか残っていないのであつて、つくつたときから考えると非常に少なくなくなつたということも言つたのだらうと思います。思いますが、いづれにしても、私がさだかな記憶がないときにあなたが証拠をもつて責め立てられれば、生きているものを死んだネコと表現したことは、どうもやはり適切でなかつたように思います。いづれよく調べます。

○有島委員 これは軽く聞き流せばそれまでの話ですけれども、物価を自由にするのが政府の目的なのか物価の安定が目的でないのかという質問に對してなされたお答えだったんです。これはやはり軽く聞くには適當でないように思います。こういう問題は、これは間違いであります、申しわけないと言つた方がいいと思う。

○田中内閣総理大臣 国務大臣としての発言じゃございせんし、少し余裕のある——自民党の幹事長のときであつたという御指摘でございますから、そういうことだつたと思います。思いますが、その場合、前提があつたと思います。突然、死んだネコと言つたわけじゃないと思います。死んだネコと言つてふさわしいような環境で私は話をしたのだらうと思います。しかし、大体そういう新聞に載つたような問題に對しては記録があると思ひますから、よく調べてみますけれども、何でも指摘されたからといって、そうでございまして、あやまりますというわけにはいかないのです。私が先ほど申し上げたように、法律は生きております。そういうときに對して死んだネコと言ふのは、どういう事態で表現したか知りませんが、御指摘あ

りとすればあまり適當でないと思ひますと、こう言つてゐるのですから、それ以上のことは——頭を下げて取り消しますと言へば、それじゃ何もしやべれなくなりまして、ひとつそこらは御理解いたしたいと思ひます。

○有島委員 何もしやべれないと極言されればそれまでですけれども、このことばかりしやべつていたくないが、幹事長時代に言つたことには責任をとらないうようなこともないでしようね。

○田中内閣総理大臣 それは政党政治でございまして、議院内閣制のためまあ考えてみて、自民党はほんとうに政府と一体でございまして、責任をとらないなんという——あなたもそんな意地の悪いお考えをする人じゃないと思ひますが、そこらはひとつ御理解のほどを……。

○有島委員 後刻お調べの上、ほんとうに適切な処置をとってくださいよ。言われた人たちは、非常に印象に残つてゐる人たちがいるわけですから、あとは公取の問題であります、いま物統令の問題も出しました。それから商品投機も出しました。公取が警察におかれて経済問題に介入していかうといううなことは、日本は警察国家じゃないわけでありまして、むしろ公正取引委員会が率先してそうしたことにタッチしていく、そういうふうにしていただきたいと私は心から思ひます。

〔井岡委員長代理退席、委員長着席〕

それにしても、いまの独禁法のあり方あるいは公正取引委員会の扱い、分野ですね、そういうことについて、いまこうした法律が上程されてゐるこの際、もう一ぺん公正取引委員会のあり方、それから独占禁止法について、現時点において考え直すべきではないか、そのように私は思ひますけれども、これを最後の御質問にします。

○田中内閣総理大臣 いま独禁法の問題とか公取の範囲とかそういう問題に關しては、非常に大事な問題でございまして、慎重に勉強してまいりたい、こう思ひます。

○山中委員長 次に、和田耕作君。

○和田(耕)委員 私は、この委員会が六六商社の会長並びに社長の方をお招きしたときに、このようなことを申しました。今度の問題は、皆さん方にも当然責任があるけれども、半分以上は政府に責任があるんだということで、六六商社にいろいろと御質問申し上げました。その政府に責任があるんだということは、そのときは詳しく申し上げなかったのですけれども、きょうはちやうど田中総理が見えになつて、いい機会でございますから、ひとつお気持ちを聞かしていただきたいと思います。

先ほど問題になりました列島改造論の問題ですけれども、私は、田中総理みずから個人的にどうのこうのというのを申し上げておるわけじゃない。また田中総理が、たしか昭和四十三年、都市政策調査会の会長をなさつたときから、都市問題等について非常に熱心な姿勢で対処された、都市政策大綱というものをやつた、当時の都市問題に対する世論をリードするような貢献もされた、これはよく記憶をいたしております。したがつて、その当時からできた発想として、日本列島改造論は、ある合理的な、そして日本の国民にビジョンを与えるという意味はあつたと思ひます。しかしながら、田中さんが総理におなりになつたあの前から、この日本列島改造論というものを大きく打ち出された。いよいよこれを実現するんだというのを国民も受け取つた。マスコミもそのように報道をした。全国幾つかの場所、中心の開発地域も御指示になられた。こういうふうなことが前提になつて、まづ先に土地の買ひあさりというものが行なわれた。過剰流動性というところで、商社あるいはいろいろな会社、機関がたくさんの資金を持つておる。設備投資等の使用の先もない、こういうときに土地の買占めが行なわれたというわけでございまして、このような意味で、いわば政治的な意味の責任なしとしな、こいういう意味で申し上げておるわけなんです。私、いま質問をしながら思ひ出すわけでございましてけれども、戦争前に、たとえば皇居の近くで

天皇陛下に不敬な行動があった場合には、内閣は総辞職をした。こういう事例は一回、二回ではとどまりません。現在は、天皇の地位に当たるのは国民です。国民が非常に大きな迷惑をするような事態を引き起こしてきた。しかし、それは総理が直接知ったことではない。前に天皇に対する不敬罪の場合に、その当時の総理が不敬罪の事を知っているわけじゃない。しかし、大きな意味の政治的な責任というものは免れない。現在、最近の半年間の異常な物資の高騰によって、国民がたいへん迷惑をしている。こういう事態ですから、そういう意味の政治的な責任というものは確かにあるのだと私は確信いたしております。そういう意味でいまお伺いしているのですけれども、総理の御所見を賜わりたい。

これは総理、現在物価問題というのは、総理も御指摘になるように非常に重要な問題です。いままでは、物価が大事だと言っても、私どもが選挙運動で物価の問題を話しても、みな居眠りをしています。何を言っているのだ、そんなことを言ったってできやしないんだということでした。最近では違います。物価問題になると、目をざらざら輝かして話を聞く、ものを言うという状態でございます。そういうときですから、総理としての政治的な責任は申し上げた意味での責任というものは、私はあるはずだと思ふ。総理は、列島改造論は正しいのだ、これを正しくやれば物価は下がっていくのだということを御主張なさった。その理由もわかります。しかし、先ほど申し上げたようなことで土地が値上がりをした。多くのサラリーマン、勤労者は、家を建てようと思つても、なかなか買う状態にない。買えない。こういう状態があるわけでごいまして、そういう意味で、列島改造論というものの内容は正しかったといまでも確信されておると思ひますけれども、出し方なりそれに対する手当てなりというものが非常に不十分であつた。そのためにいろいろと国民に迷惑をかけたという趣旨の御所見があつてしかるべきだと私思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○田中内閣総理大臣 二つの問題を御指摘になったわけでございますが、一つに対しては、円平価の調整後しかるべく、外貨の裏づけになった円の吸い上げとかいろいろなことをしなければならなかつた。しかし、そのときには中小企業や零細企業というものの状態にウエートを置いた。それから、国際収支改善対策として輸出を内需に振り向けなければならぬというためにはやはり万全の対策を講ずべきであつたということで、その面にウエートを置き過ぎたために過剰流動性問題が起つたということ、これは前内閣、私が通産大臣時代から今日に至るまでの問題でございまして、これに対しては、政府の施策というものの対してはもとより方があるのだなという感じはいたします。そういう面から考えると、これは万全の対策であつたというふうに胸を張るということは、現実の上から考えて、それは反省をすべきところはあつたと思ひます。

列島改造に対しては、私は全く違う考えを持っているのです。これはよく考えていただければわかると思うのですけれども、列島改造に対して私は先ほども述べましたが、どの程度物価に影響させたのか、どの程度物価に影響させなかつたのかということ、これは水かけ論でどうにもならないのです。ただ観念的に言うだけの話なんです。現実問題として物価が上がつたときに、土地が上がつたやうなときと、時を同じくして列島改造論が出た。しかし、それは土地だけではなくほかの商品もみんな見て、土地がそれよりもうんと上がったならば別であります。それでなければ、とうふが上がつたのと列島改造と何の関係があるのか、そういうことになるのです。もつとも、政治的に相手を攻撃するための言辞を弄するならば、これは私は甘んじて受けますし、私たち自身だってそんなこと言つたことがあるのですからいいですが、そうではなく、根拠なくして、何か感で、列島改造論というものが土地の価格を引き上げたんだということには、非常に抵抗を感じております。なぜならば、列島改造というものは、先ほどあ

なたが指摘されたように、四十三年からもう出ておるのです。同時にその細目は、もうすでに山村振興法、離島振興法、工業地帯整備法、地方開発法それから新産都市建設法、農村地帯工業導入法、あらゆるものが出ておるのであります。ですから、そういうやうなところで、結局需要と供給のバランスの関係によって地価はきまるわけでございますから、そういう意味で、都市集中を無制限に是認をしておく限りにおいては、公害も水も、地価を抑えることもできない。しかも、国民の税金をもつてまかなう効率投資というものが行なえなくなる。だから、東京に一本だけ道路を通すことを考えれば、その金を考えれば、北海道全道の道路が全部倍に拡幅舗装ができるじゃないかという議論は、政治家として当然なすべきことであります。鉄道の計画を出すときには、全国の年次計画を国会に提出せざる限り承認をしないと言われておるじゃありませんか。道路の十年計画を出すときには、十年年の計画を提出しなければ国会はこれを承認しないと言つておる。そういうやうなことであつて、私は、政策を実行するときには、国民に訴えるときには、全貌を明らかにする一つの試算数字をつけるということは当然のことだと思つてゐる。

ですから、列島改造というものが地価上昇に拍車をかけたということを言われるならば、それは少なくとも、私は端的に申し上げておりますのは、東京や大阪の拠点中心主義ではなく、全国の水のあるところ、一次産業比率の高いところ、そういうところもあまねく開発をしなければならぬと言つておりますから、いままでは過疎地帯であつて二東三文であつたものが、やがて工場が来るな、売らないでおこうということでは地価が幾ばくか上がることに影響したかもしれない。しかし、そうではなく、東京や大阪の需給のバランス、というものはこれは調整をされるのだということになれば、その反面、未利用地が開発をされるときには、既成開発地は下がっているはずであります。これは経済原則であります。そういう意味で、

列島改造ということでもって全国の地価の平均が上がつたという数字と東京や大阪でもって上がつている数字というものと比較をして、東京や大阪のものよりもよそのほうがうんと上がつていて、うやうやいな数字が出れば、それは列島改造論も幾ばくか影響したといわざるを得ないという議論は成り立つと思ひます。成り立つと思ひますが、そうではなく、東京周辺の地価が一番上がつてゐるのですから、東京には人を入れない、東京はとにかく全面的に区画整理を行なつて、道路は無料で提供させます、こういつてゐるところの地価が一番上がつてゐるのでしょうか。そういうときには、私は、少なくとも列島改造論というものをよし明らかにしたことによつて、地価に影響した責任は列島改造論であるという考えは首肯できません。

これならもう、国会に対しても全貌は提示できませんということになりまして、それは、当然そうなるわけでありまして。そこで、(そんなところで開き直つたつてだめだ)と呼ぶ者あり)開き直つてゐるのじゃありません。これは私も、いろいろな報道機関やいろいろなものにまた出ておるのかというところぐらゐに——私も人の子でありますから、感情は幾ばくかあるのです。ですから、そういう意味でむかひかします、実際において。しかし、必要なものを提示をして国民に——民主主義というものは、国民に材料を提供して判断を仰ぐことが大前提じゃありませんか。私は、そういうことをやつたことが地価暴騰の元凶であるというやうな、そういう御発言に対しては、遺憾ながら首肯できません。

○和田(耕)委員 いまの総理の御発言ですけれども、計画を国民に示して、そして審議をしてもらう、考えてもらう、これはいいことだと思ひます。ただ、こういう種の問題は、そういう計画を示すと同時に、当然土地の値上がりが出てくるといふことも考えなければなりません。それについての対策が不足あるいは誤つたと言つても、総理は目の色を変えておこるやうですけれども、たいへん不足であつた。その証拠に、それが済んで、こ

の一月からやっているじゃありませんか、対策を立てられて。これをなぜ早目に考えなかったかというこの議論のほうがいいかもしれません。

○田中内閣総理大臣 私は、和田さんの人格を非常に高く評価しておる一人でございまして、個人的にはファンでございまして、あなたが一面だけをとらえて議論をされる方でないことは理解しておりますから、いまの御発言はよく理解いたします。

それだから、私は、おそまきながらも国土総合開発法をつくったり、それから値上がりするであろうと思つて買ったところでも、特定地域に指定すれば移動も禁止もできるし、そして合理的に開発もできるし公共の用に供されるというものを出したわけです。一日も早く成立さしていただきたい。

私が列島改造論を出したときは、公害とかいろんなものを中心にしておる通産大臣であつたわけでありまして、それで公害の問題、コストは上がる。そして労働者住宅を提供しようと思つても全然できない。平面都市でもつて六時間、七時間働くのに往復三時間かかる。水は不足をする。労働は五対一であり、求人はどうにもならないような状態である。そういうことを考えたときに、やはり狭い日本全体を改造するということが望ましいことであつて、そうしなければ物価の安定もできないし人間社会そのものの整備ができないんだ、こういう考え方で出したわけです。

しかし、今度私は内閣の首班として、責任者として、国民に責任を負わなければならない立場にありますが、列島改造政策が政府の政策として取り上げられている以上、これはもう完全なものをつくらなければならない。

私は、あれを出すことによって受け皿をまづつくらなければいかぬと思つたのです。そうすれば、東京へ出ようという人でも出なくなる。もう村ごとくに離村しようという動きがなくなる。あつたわけですが、あれを出すことによって、そういう人たちはとどまろうという感じだったのです。

そういう考え方によって、私は相当高い視野で考えたつもりでございまして、確かにあなたが言うように、閣員の一人として、個人的な著作であつても世に公にするときには、やっぱり少なくとも受け皿に対する具体的施策は次号に続くというぐらゐな配慮は必要だったのではないかと、これは、これは首肯いたします。これはもうそういう意味では、少なくとも列島改造ということが必要であるという立場に立っておりますから、その意味においては受け皿をつくりいろいろなものをやらなければならない、こういう考え方だけは、これは当然私も持っております。

○和田(耕)委員 もう一つ、同じ種類の問題ですが、六六六の社長の社長方に申し上げた直接のきつかけは、丸紅さんがモチ米を買い占めたという問題と関連しまして、この昭和四十五年、六年、七年と、大体モチ米は年間六十万トンぐらゐ、そのうちの自主流通米、つまり検査米というのは大体十五万トン前後、農家の手持ち、自家消費が大体二十万トン前後、あとの二十四、五万トンが事実上未検査のやみとして流れておるといふ状態が続いたわけです。この状態を政府は黙認をしたわけですね。昭和四十四年に自主流通米をつくつて、その制度から黙認をした。当然、この二十四、五万トンはやみに流れておるといふことは政府、農林省、食糧庁としては見当をつけておかなければならない。これがどういふ売買をされておつたかということも黙認をされた。そういう状態が続いたあとで、この半年前からの異常な商品の買占めというものが起こつてきた。そこで、丸紅あるいはその系列のものが出てきて、こいつは不当だということも検査をされた。

そのとき、私はこういうことばを使ったのです。いままでも政府は黙認をしてきておつたのに、ある日突然あなた方は告発をされた。私は、あなた方はいいことをしているとは思つていない、悪いことをしていると思つている、しかし半分以上は政府の責任だ、こう申し上げた。この点は総理、いかがですか。

○田中内閣総理大臣 自主流通米制度をとつたときに、余り米ということが公然と国会で議論されておつたわけでございまして、そういうものに対して、食糧法が厳然として存在する限り、これはルート以外のものを禁じておるわけでありまして、これは適切な措置をとるべきだったと思ひます。

私は、当時からの持論でありまして、食糧法というものは、もう都合のいいような法律にできております。政府が必要なのは売らなければならぬ、政府は買いたくないものは買わぬでいい、おかしいと私は思うのです。政府以外に売つてはならないという法律の体系になつてゐるのです。政府以外のもので売つたら処罰をすることになつてゐる。体罰があるわけです。政府は資金上、必要でないときには買わないでいいんだという考え方、これは条文がどう解釈されても妥当性のない解釈である。だから、食糧法の条文は、少なくとも売る意思がある者に対しては政府は全部買わなければならぬ、政府に売る意思のない者に対しては、これは明確にルート以外に自由に販売を認めるべきである、そうしないと責任が起こつてくるということも私は指摘したのであります。

それが今日あなたに指摘されておるわけでありまして、食糧法というものが数少ない統制経済法時代の法律で、日銀法、食糧法、幾つも残つておらないわけですが、そういうものにも手を付けたい法律であつたということもあるでしょう。ですから、現行法のままでもって合理化を行なうというところからこういう問題が起こつたわけでございます。私はある意味で、指摘をされる政府の責任というものを感じております。感じておりますが、米にまで手を出さないでよかつたろうという感じでございます。それで、とにかくこういうことをやつたことによって米の取り扱い業者としては権利は放棄するところまでになつて、社会的制裁は十分加えられたと思ひます。思ひますが、あの問題だけで政府がそれでいいんだというわけじゃないんで、やはり法制上の整備、

どんなに国会で困難であつても事実を述べて、避けて通るようなことをしないで、やはり措置をすべきはすべきであらうということをまじめに考えております。

○和田(耕)委員 これは特に特別な措置を講じておきませんと、丸紅さんあるいはその他の大商社も、米なんかには手を出さないという御意思は発表されましたけれども、二十数万トンというやみになる米は現にあるわけです。そして、あられ屋さんその他の小さな菓子屋さんを入れると一万余軒という、ほしい人がおるわけです。そこに当然やみが行なわれてくる。あの全農が扱つておる十四、五万トンのものは、この中にもそういうことが行なわれておるといふことがたくさん流れております。こういうときですから、この問題について政府がある種の措置をしないと、また第二の丸紅が出、第三の丸紅が出てくるということになるわけですね、状況は変わつておりませんから。こういう問題について、つまり今後食糧法というものをそのような意味で強化していくというお考えになるのか、あるいは食糧法というものは、もうこのごろ米の需給状況が変わりましたから新しい考え方が出ると思ひますけれども、そういうことについて総理の基本的な考え方、これをお聞かせいただきたい。

○田中内閣総理大臣 これは三つの考え方がございまして。備蓄というふうな考え方、食糧法制定時代からの精神をそのまま改正を行なうまで堅持するということであれば、これは全額政府が買い入れる、余り米というものは、自主流通でもつてきめたもの以外はすべて政府が買い上げるといふことに踏み切らざるを得ません。いまのように、政府が必要な量だけ買い上げてあとは野放しにしていくんだ、そうすれば政府以外に売つてはならない、また自主流通以外に売つては罰則があるといふことで、国民の権利を制約しているわけですから、これはやっぱり国民の売る意思があるものは国家が引き受けるということにまづ基本的な原

則を確立するという手が一つあります。

もう一つはその逆の手であります。これは、需給の計画に乗ったものは食糧で行なうのと自主流通のルートに乗せるものと、他は自由にこれを売りさばいてよしいという問題。

第三は、すべてを自主流通に乗せなければならぬ、こういうふうな明確にする。

これは予算にすぐ響きますから、これはある意味においては余り米というものを黙認していることによって予算からはずしておるわけでありまして、そういうことをしないで、どっちか三つのもを踏み切ればいいんだ。ただ、その三つのうちのどれにウエイトを置くのかという問題は、いまにわかに申し上げられない問題でありまして、四十九年度の食糧の予算を編成しなければならぬわけでありまして、それまでには何とか結論を出したい、こう思います。

○和田耕委員 これで終わります。

○山中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十二分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて内閣提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○山中委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 私は、日本社会党を代表して、政府案に反対の討論をいたします。

最近の物価の値上がりというものが国民生活を大きく圧迫し、しかも今日では、この物価の値上がりというものに對する国民の聲は、怨嗟というよりはむしろ怒り、こういうものになってきております。こういうことからこの法案が提出された

と思うのですが、私たちは、この法案を審議していく中で幾つかの問題点を指摘いたしました。しかしながら、これらの問題についてはなお精神条項ともいふべき条項であつて、具体的にこれを実行するためには多くの問題点があると思ひます。それだけにわれわれは、政府当局あるいは関係行政機関に、この法案審議を通じて戦わされた意見を十分認識していただくと同時に、指摘された問題については具体的な措置をとつていただきたいと思ひます。

特に私たちが問題といたしますのは、この法案の中にある、内閣が検査をするということ、いままでないことでありますから高く評価をいたしておりますけれども、これを勧告する、あるいは公表する、こういった精神規定だけではたして実効があるものであろうか、こういう点を私たちは疑わざるを得ません。したがつて、私たちは、これらについて売渡命令というようなものを置くべきではないか、こういう議論を展開いたしましたのでございます。政府のほうといたしましては、勧告する、公表する、そのような精神的な制裁によつて十分効果があがり得る、こういうふうにいわれておりますけれども、私たちは、この点について多くの疑問を持っております。さらに、都道府県知事の意見をどうするか、こういうようなことも必要でありましょう。あるいは、生活関連物資規制のための審議会、そして国民の多くの意見あるいは知恵をかりることによつて所期の目的が達成できるのではないか、こういう点等々を考えまして、私たちは遺憾ながら、政府の御努力というものについては敬意を表しますけれども、なお十分である、こういう点を考慮いたしまして、反対、このことを表明して、私の討論を終わりたいと思ひます。

○山中委員長 次に、野間友一君。

○野間委員 日本共産党・革新共同を代表いたします。政府案に對する反対の討論を若干試みたいと思ひます。

私たちが反対する理由は幾つかございすけれども、大体四点ばかりあげまして討論をしたいと思ひます。

第一の反対の理由は、先ほどの討論にもありましたが、政府案には買占め、売惜しみの禁止条項がないこととあります。この種の法案の屋台骨と申しますか指導理念として、これを入れなければならぬというふうに思ふわけでありすけれども、これがないということは、これが悪いというふうには見ていないんじゃないか、ここに大きな問題があるんじゃないかというふうに私たちは考えております。買占めあるいは売惜しみを規制する上で、この条項がないことはやはり決定的なことである。政府案の中には、立入検査等について処罰規定を設けてはおりますけれども、私たちは、それはあくまでポーズにしかすぎない、嚴重な取り締まりあるいは監視の姿勢が期待できないんじゃないかということを、まず御指摘申し上げたいと思ふのです。

二番目には、売渡命令のないこととあります。これまた、政府案と野党四党の提案との根本的な違いだといふふうに考えます。これでは投機を目的として買占めあるいは売惜しみをやる業者に對して打撃を与えることができない、このように考へておるわけでありす。商社など投機に走るものが勧告あるいは公表くらいで引き下がるなどとは、私たちはどうも考へるわけにはまいりません。本委員会におきましても参考人調べをやりました。あの中ですれは、各商社に對してかなりの資料の提出を要求したわけでありす。しかし、要求しておるにもかかわらず出していない資料がありす。たとえば丸紅のやみ米の件についてでありす。これについては、警察である程度押収はされておりますけれども、コンピューターの資料などはそのまま残つております。また担当の職員もおるわけで、やろうと思へばできることとすね。特に本委員会あてに上申書が出されております。それによりますと、押収をされておるけれども、担当者等に聞き取りをしたり、いま現に書類をつくつておる、こういうような上申書が出ておるにもかかわらず、今日に至るもまだこれが出されてない。さらに、出された資料を分析いたしますと、通産省のまとめられた報告書と六大商社が出した資料、これらにはかなりの数字の食い違いがあることが明らかになつたわけでありす。はたして通産省の報告が誤つておるのか、あるいは商社の報告が虚偽のものであるのか、これは当委員会から通産省に對して報告を求めたときの原資料を出すように要求したわけでありすけれども、まだ出されてない。こういう段階で、十分の分析ができておりませんけれども、いづれにしてもこれだけ買占め、売惜しみが問題になり、国会の中で、国民の期待の中で参考人を調べたわけでありすけれども、それにもかかわらず、いま申し上げたように、出すべき資料をまだ出していない、あるいは出した資料が通産省の統計と違ふ、こういうような不十分なまままで今日まで経過しておるわけでありす。

この法案が、経企庁のほうからいわれますように、行政指導が主で、この法案は補完的なこういう措置として位置づけられておる、こういうふうにいわれるわけでありすけれども、私はここにやはり問題があるんじゃないかと思ひます。商社は悪いことはしない、つまり性善説、これを前提とすればそういう議論も成り立つかもしれないけれども、これだけ大問題になりながら、なおかつ正直に、あるいは真実を当委員会に報告しようとしなない、こういう態度を私はきびしく追及し、あるいは抗議をしたいと思ふのです。こういう意味から考へましても、やはりすみやかに売渡命令を発することによつてこの生活関連物資が流通のルートに乗る、これこそ国民のすべてが期待しておる条項である、こういうふうにか考へるわけとす。

三つ目は、国会に對する報告義務、これがないということでありす。

定期的に国会に報告する、これなしに、この買占めあるいは売却しみの実態を国会あるいは国民がこれを知ることができない。これがないことは、これまた政府案の大きな欠陥である、実態の把握ができないというところになりますから、そういうふうに考えます。

特に、先ほども若干触れましたけれども、通産省の六大商社の集計報告書、これが土地とかあるいは国公社債、これらの点について六大商社の資料と全く食い違いがある。その他にも数字の誤りがたくさん、検討の結果出ておりますけれども、こういうことで通産省はどうしておったのか、こういうふうな疑惑を持つわけなんです。

さらに丸紅のやみ米の件について、これは食管の事項、つまり農林省の所管事項になるわけでありまして、農林省自体がこの実態をまだ明らかにしていないという点、当委員会でも質問したわけでありまして、食糧庁の統計では、たとえば丸紅の場合、四十七年度産のモチ米について約十三億円ぐらいになるとあります。ところが、丸紅の社長の話によりまして、扱った数量が約二万四千トン、一万六千トンの違いがあるわけです。これは金額にしてもたいへんな違いなんです、二十数億。しかも自主流通以外のものが、これはやみ米だということは容易に推測がつくわけでありまして、このように推測がつかない、まだ農林省では実態が把握できていない。こういう姿勢に私は疑いを持つわけなんです。ほんとうにこの法律を効果あらしめて国民の生活を守る姿勢があるのかないのか、私は非常に疑問に思っておるわけでありまして。

そういう意味で、この報告義務、これはぜひや

四つ目は、公表について非常に経企庁、政府は期待をしておるわけでありまして、私は、先ほどから申し上げておりますように、いまに至る商社の態度からして、公表にすべてをかけるというようなことは、これはまさに幻想にしかすぎ

ないというふうな考えるわけでありまして。むしろ、そのような公表をするなら、この議院における証人の宣誓等に関する法律、これによって証人としてこの場に呼びましてそこで調べる、この場合には、法律によりまして、証言の拒否あるいは資料提出の拒否、これらについては、みずからあるいは一定の親族が犯罪によって訴追されたり処罰されるというふうな特別の場合を除いては拒否はできない、こういう仕組みになっておるわけですね。ですから、むしろ公表よりも実態をここで明らかにすること、証言や資料の提出の拒否を許さない、こういう強い姿勢で臨んだほうがまだむしろましじゃないか。不十分な資料でありまして、参考人の段階で一定程度は出しておるわけですね。これである程度は実態が明らかになりましたけれども、むしろこのほうが私は期待ができる、こういうふうな考えるわけでありまして。

以上四点ばかり御指摘申し上げたわけでありまして、この法案はざる法ではないか、こう思わざるを得ないわけでありまして。むしろ大切なのは、先ほどの質疑にもありましたように、商社からの政治献金、これらをやめるとか、あるいは六大商社を中心として独占に対する特権的な減免税、こういうものをやめて、ほんとうに姿勢を正していく、こういうことがなければ、取り締まることは非常に困難じゃないかというふうに私は考えるわけです。この際ほんとにえりを正して、国民の生活を守るという立場に立って、さらに、いま申し上げたような欠陥、欠点、これらを是正しなければ、どうして私たちはこの法案に賛成することはできないわけですか。

以上をもちまして日本共産党・革新共同の反対の討論といたします。

○山中委員長 次は、石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、公明党を代表いたします。生活関連物資の買占め及び売却しみに対する緊急措置に関する法律案に対し、次の理由により反対の討論をします。

その第一点は、法律案が、国民生活の安定に資することを目的としながらも、買占め、売却しみに対する緊急措置にとどまり、あくまでも行政措置の補完的な役割りを果たすことを主眼としていることである。ゆえにこの法律案は、不当な利益を得ている企業に対する強い規制措置ではなく、企業擁護の立場から少しも脱却していないと判断せざるを得ません。

今日までの高度経済成長政策が社会の至るところにひびきを生み、国民が望む、より豊かな生活の基盤が脅かされているのが現実であります。国民は、成長政策が逆に生活を脅かすのであるならば、その伸び率を抑えることもやむを得ないという議論が出るほど、生活の安定を求めているのに、対し、法律案が緊急措置という微温的なものにとどまっていることは納得できません。

第二点は、商社や大企業が、利益獲得のためであるならば、国民生活を犠牲にする不当な商行為をもいとわぬ姿勢が見られるにもかかわらず、買占め及び売却しみの行為の禁止規定が欠落していることである。

政府の怠慢によってつくり出されたインフレ経済は、本質的に投機的な体質を内在していることから、生活関連物資が投機の対象にならないようにするための明確な禁止措置が見られないのは、世論の批判をかわす糊塗的な対策といわざるを得ないのであります。

第三に、この法律案のかなめともいえるべき売渡勧告が発動できる条件として「多量に保有している」と認めるとき」となっておりますが、多量の概念が明確になっていないことと、当該物資が市場で逼迫している場合、多量に保有しているという条件のもとでの売渡勧告しかできないのであれば、流通の各段階で通常の在庫量の場合は売渡勧告はできなくなってしまう。供給が逼迫しそうな物資を流通の各段階で通常の在庫量よりも少量でも上積みしておれば、特定物資の逼迫状態は著しいものとなり、また価格が大幅な急騰を見ることが、いままでの経過からいっても明白であります。

多量、少量の保有にかかわらず、需給の逼迫が見られる場合売渡勧告をなし得るものでなくては、真の効果は望めないと思うのであります。

第四に、法律案は、売渡勧告に従わない場合、公表するだけにとどまっております。売渡命令が欠落していることでもあります。

公表でも社会的な制裁効果は若干はあるにしても、今日のインフレのもとにおいては、企業に対してだけだけ投機行為の歯どめになるかは、はなはだ疑問であります。食管法で禁じられている米に手を出す、また、公明党が行なった土地の買占め総点検で、企業名をあげてその実態を公表しても何らの終息も見られなかったことから、売渡命令を含む強い措置をとらなければならぬのは当然といわなければなりません。

第五には、虚偽の報告や検査の拒否などに対する罰則は、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金となっておりますが、あまりにも弱い罰則となっておりまして、

罰則の効用の一つは、強い罰則規定があるため反社会的な行為に対する歯どめとなることです。法律案の罰則では、国民生活を破壊する投機行為で巨大な利益を得たものに対し、はなはだ弱いものといわざるを得ません。

以上の理由で、本法律案に反対をいたします。

○山中委員長 次は、和田耕作君。

○和田(耕)委員 私は、民社党を代表いたします。この買占め、売却しみの緊急対策についての政府提案に対して、反対の討論をいたしたいと思います。

この半年間の状態を振り返ってみまして、確かに政府提案の中にいわれておる幾つかの項目は相当の効果のあるものだという認識を持っております。たとえば立入検査をする、そして必要な勧告をする、そして公表をするというものは、いまのマスコミの報道状況から見ても、これらは相当の効果があると思います。

しかしながら、一番肝心の点は、しばしば参考人をお呼びして参考人の御意見を聞いたときに述べ

午後一時四十二分散会

べられたことは、これは一般的に効果はあつても、緊急の事態に対処できない。つまり、これが発動される時分にはもう物はごそと上がり、そして国民はたいへん困った状態が出てきておる、こういう状態に対して、調査をして、そして勧告をして、そして公表をするということでは、間に合わない事態がしばしば考えられるのではないか。この事態に対しては、どうしてもこの放出命令のような項目がなければ、いわゆる画竜点睛という、つまり目を入れるところが欠けておる、そういうふうな感じがいたします。

そういう点で私どもは、この法案が、政府がとにかく熱意をもって実行する、そして私ども野党案の中心点である放出命令という問題を実際上できるような心組みを持ってもらう、そういうふうな意味で、私どもは、ここで反対の立場をもってそのような態度を表明したいと思ひます。以上です。

○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決をいたします。

内閣提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山中委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山中委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

物価問題等に関する特別委員会議録第四号中止誤

ページ 段 行		誤	正
一	三二	調際通貨	国際通貨
四	一三	高品	商品
六	一三	マスティア	マスメディ
七	四	原友	原反
九	四	到着、数量	到着数量
三	三一	全部〇%	全部一〇%

昭和四十八年五月九日印刷

昭和四十八年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局